

京都市告示第578号

生活保護法第55条において準用する同法第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、生活保護法による医療扶助及び中国残留邦人等支援法第14条第2項第3号に規定する医療支援給付のための施術を担当させる者を、次のとおり指定しました。

令和2年2月12日

京都市長 門川大作

施術者指定

| 施術者の氏名 | 施術所の名称 | 所在地 | 指定年月日 |
|--------|--------------------|---------------------------------------|---------------|
| 堀川 玲磨 | あんず整骨院 | 山科区音羽野田町15-4 平木マンション11 | 令和2年1月 16日 |
| 土肥 康人 | 土肥鍼灸接骨院 | 南区東九条西岩本町10番地 オーシャンプリントビル2F | 令和2年2月 1日 |
| 新谷 正人 | ゆずの手訪問鍼灸マッサー ジ院 | 南区久世上久世町820-2 | 令和2年1月 16日 |
| 紙本 佳樹 | (出張専門) 紙本 佳樹 | 伏見区深草大亀谷東寺町 110 エクシードカミリア WEST号 | 令和2年1月 21日 |

(保健福祉局生活福祉部生活福祉課)